

区が実施する健康診査・がん検診の種類と対象者

Table with columns for health check types (健康診査, がん検診), implementation locations (健(検)診の実施場所), and fees (費用). Rows include general health checks, prostate cancer, stomach, colon, lung, and breast cancer checks.

※年齢は平成25年度中に誕生日を迎えた時点での満年齢です。  
※子宮がん検診・乳がん検診は、奇数年齢で24年度に検診を受けていない方も受診できます。  
★肝炎ウイルス検診…健康診査を受診する40歳以上で過去に一度も肝炎ウイルス検診を受けたことがない方は、健康診査と同時に受診できます。区の健康診査の対象でない40歳以上の方も受診できます。詳しくは、健康推進課健診係へお問い合わせください。

区民健康センターの日曜総合健診(健康診査とがん検診・7月分)

日曜日に健康診査とがん検診(希望する方)を同時に受診できます。  
【日時】男性は7月7日(日)、女性は7月28日(日)、いずれも午前8時30分から  
【対象】区内在住で健康診査は16歳以上(40歳～74歳は新宿区の国民健康保険に加入している方)、がん検診は20歳以上で、いずれも平日に受診できない方、15名程度(胃がん検診は10名程度、前立腺がん検診は50歳以上の男性)  
【内容】▶健康診査…問診・内科診察・身体計測・血圧測定・尿検査・心電図・血液

検査(65歳以上の方は胸部X線撮影あり)、▶希望できる追加検査…胃・大腸・肺・前立腺がん検診、B型C型肝炎ウイルス検査  
【費用】▶健康診査…無料、▶胃・大腸がん検診…2,400円、▶肺がん検診…1,200円、▶前立腺がん検診…200円、▶肝炎ウイルス検査…原則として有料(これまでに受けたことがない方は無料)  
【会場・申込み】6月7日(金)午前9時から、電話で区民健康センター(大久保3-1-1、旧戸山中学校)☎(3208)2222へ。先着順。25年度の健康診査票をお持ちの方は、申し込みの際にお手元にご用意ください。

健康診査・がん検診

- 6月から16歳～74歳の方の委託医療機関での健康診査・がん検診が始まります
- 40歳～74歳の特定健康診査は新宿区の国民健康保険に加入している方が対象です

生活習慣病やがん等は、早期に異常を発見し、早期の治療につなげることが大切です。定期的にご自分の健康状態をチェックしましょう。  
【問合せ】健康推進課健診係(第2分庁舎分館1階)☎(5273)4207・☎(5273)3930へ。「広報しんじゅく」毎月5日号7面「保健だより」でもご案内します。

健康診査 身体・腹囲測定、血液検査等をもとに、健康状態をチェックします。25年度から、16歳以上の方が身近な医療機関で受けられるよう実施体制を変更しました(対象等は左表参照)。  
がん検診 6つの検診を実施しています(検診の種類・対象等は左表参照)。医療機関によって実施している検診が異なります。  
健(検)診の実施場所 区民健康センターと区の委託医療機関で受診できます。年齢によって開始月が異なります(下表参照)。6月から、16歳～74歳の方の医療機関での健康診査が始まります。

<6月から対象の方全員が委託医療機関で受診できます>

Table showing implementation locations (区民健康センター, 委託医療機関) and target groups (16歳～39歳, 40歳～74歳, 75歳以上) for health checks from May and June onwards.

受診方法 受診には、「健康診査票」「がん検診票」が必要です。区から健康診査票が届いたら、同封の「健康診査・がん検診のご案内」(医療機関の一覧も掲載)をご覧の上、受診してください。  
健(検)診票の郵送 次の方には5月30日(木)に発送します  
●健康診査票：▼40歳～74歳で、新宿区の国民健康保険に加入している方・生活保護を受けていて22年度以降に区の健康診査を受けた方、▼区内在住で30歳～35歳の方  
◆がん検診票：22年度以降に区のがん検診を受けた方ほか  
※75歳以上で、22年度以降に区の健康診査・がん検診を受けた方には、4月26日に健(検)診票を発送しました。

※健(検)診票がお手元にならない方は、健康推進課健診係・保健センター・区民健康センターへ請求してください(区民健康センターでのがん検診をご希望の方は、区民健康センターへ)。  
40歳～74歳の方の特定健康診査・特定保健指導 40歳～74歳の方には、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」を実施しています。区が実施する特定健康診査の結果、「生活習慣の改善が必要」と判定された方には、医師や管理栄養士等が生活習慣病の予防につながる保健指導を行います。  
※健康保険組合・共済組合・協会のけんぽ・国民健康保険組合に加入している方(被扶養者を含む)の特定健康診査・特定保健指導は、各医療保険者が実施します。詳しくは、加入している医療保険者へお問い合わせください。

65歳以上の方へ 生活機能評価で介護予防

生活機能とは、食事や歩行など日常生活に必要な機能のことで、年齢を重ねると少しずつ低下してきます。いつまでも生き生きと過ごすため、現在の生活機能をチェックしましょう。機能の低下が見られる方には、区の介護予防教室をご案内します。  
【対象】区内在住で65歳以上(25年3月30日現在)の方(介護保険で「要介護」「要支援」と認定されている方を除く)  
※64歳(25年3月30日現在)で生活機能に不安のある方は、高齢者総合相談センター(左表)へご相談ください。  
【問合せ】高齢者福祉課高齢者事業係(本庁舎2階)☎(5277)4568・☎(5277)0352へ。

- 75歳以上の方
- 65歳～74歳で区の国民健康保険に加入している方・生活保護を受けている方
- 65歳～74歳で健康保険組合・共済組合・協会けんぽ・国民健康保険組合に加入している方と被扶養者

上記の区の健康診査(年1回受診可)と同時に、生活機能評価を実施します。健診票と一緒に郵送する「介護予防のための基本チェックリスト」に記入し、区民健康センターか区の委託医療機関で受診してください。

チェックリストの結果が一定の項目に該当した方は、お住まいの地域の高齢者総合相談センター(左表)へご相談ください。後日、高齢者福祉課から「介護予防のための生活機能検査票」を送付しますので、区の委託医療機関で検査を受けてください。

高齢者総合相談センター

Table listing high-age consultation centers with columns for location (所在地) and phone number (電話番号). Locations include various districts like Yodogawa, Nishiyama, and Nakagyo.